

## 文化財防火デー

予防課

### 1月26日は、「文化財防火デー」

昭和24年のこの日は世界的な至宝である1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損した日に当たります。その後も文化財の焼損が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的とし、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開しています。

昭和25年の文化財保護法施行以来、国指定の文化財の火災例としては、昭和25年に京都の金閣(鹿苑寺)、昭和31年に滋賀県の延暦寺大講堂、平成10年に奈良県の東大寺戒壇院千手堂などがあります。また、平成12年5月の京都・寂光院の火災では、国の重要文化財「木造地藏菩薩立像」が被害を受けました。文化財の火災は、放火や周囲からの飛び火によるものが多いという特徴があります。したがって、文化財の防火は、文化財を管理する方々だけでなく、地域の住民や消防機関をはじめとした関係機関の協力があってこそ成し遂げられるものです。

貴重な文化財を守るため、次のことに配意し、文化財の防火に努めましょう。

#### 1 防災訓練の実施

- (1) 消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避難誘導などの総合的な訓練を行うこと。
- (2) 見学者の多い木造建造物等にあつては、火災が発生した際に火の回りが早いことを考慮して避難誘導訓練を行うこと。
- (3) 消火訓練後は、使用した防火水槽への水の補給、消火器の消火薬剤の詰め替え等を忘れずに行うとともに、検討会を開催して防災体制を十分検討し、その一層の改善に努めること。

#### 2 防災対策の推進

- (1) 文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即した消防計画の作成と、この計画に基づく自衛消防組織等の防災体制の整備強化に努めること。また、夜間等警備が手薄になる場合についてあらかじめ対策を講じておくこと。
- (2) たき火、喫煙等禁止区域内の喫煙や火遊びなどの監視、巡視、点検等を行い、火災危険要因の排除に努めること。
- (3) 文化財周辺地域の住民と防災のための連携を密にし、通報、情報、警報連絡体制の確立に努めること。
- (4) 消防用設備等及び防災設備の点検、整備の励行に努めること。
- (5) 消防機関による防火診断等を積極的に受けること。
- (6) 電気、ガス設備、火気使用箇所、可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備に努めること。
- (7) 文化財周辺の環境の整理・整頓に努めること。
- (8) 震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。
- (9) 震災時に対処するため、木造建築物等の点検及び応急資材の準備をしておくこと。
- (10) 避難路、避難場所の点検及び整備に努めること。

我が国には、歴史的で芸術的な建造物が数多くあります。国民共通の貴重な財産である文化財を火災等の災害から保護し、これらの財産を後世に伝えていくことは、私たちの重要な責務です。再度この時期に、文化財防火についての関心を高めていただくようお願いします。

## 消火栓付近での違法駐車は絶対にやめよう!

消防課

皆さんは、「消火栓」をご存じですか。

消火栓とは、火災が発生したときに、消防隊が消火活動を行うために使用する「消防水利」のことです。

一般的に、道路脇や歩道上に埋められている四角や丸い鉄の

蓋(寒い地域では高さ1メートル程度の鉄管)がその目印となっていますが、この付近での駐車は法律で禁止されています。

消防隊は、皆様の生命、身体、財産を火災から守るために、日頃から厳しい訓練を重ねていることはもちろんですが、管内の

地形や建物の状況等の調査も行っています。

特に、消火栓や防火水槽など消火活動に欠かすことのできない消防水利については、定期的に調査、点検を行い、いつでも火災が発生しても直ちに対応できる体制をとっています。

しかし、どんなに消防自動車が登場に早く到着しても、消火栓の蓋の上に車が停めてあったために、放水が遅れてしまったケースや、狭い道路上に駐車車両があったために、消防自動車が火災現場に接近できなかったケースなど、消防活動を行う上で違法駐車は様々な障害となっています。

火災は、いつあなたに襲いかかってくるかわかりません。

火災から皆様自身の命や財産を守るためにも、次のような場所での違法駐車は絶対にやめましょう。

### 1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分

- (2) 消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分

- (3) 消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分

- (4) 指定消防水利( プール、池、井戸、河川等 )の標識から5メートル以内の部分

### 2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場( 消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等 )の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分

- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分

- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

## たき火による火災の防止

### 予防課

平成12年中において、たき火による火災は 3,969件( 概数値 )発生しており、これによる損害額は約20億円となっています。また、たき火の火が衣服に燃え移り、28人の方が亡くなっていますが、そのうちの23人を65歳以上の高齢者が占めており、高齢者は特に「着衣着火」に十分に注意する必要があります。

また、たき火で火災となった経過をみると、空気が乾燥した風の強い日にたき火をしたため、火の粉が風により飛び火して周囲の可燃物に燃え移り火災となったり、消火が不十分であったため再び燃えだして火災となったものなどが多くなっています。

たき火による火災の経過別出火件数ワースト3  
(平成12年中概数値)

「火の粉による飛び火」	1,400件	約35%
「たき火の延焼拡大」	1,360件	約34%
「消し忘れ」	521件	約13%

たき火による火災は、一人ひとりの火の取扱いに対する“ちょっとした不注意”が原因となって発生しています。

たき火をする時は、次の事項に十分注意して、火災を起こさないようにしましょう。

#### たき火を始める前の注意

- ・ 周囲に燃えやすいものがない場所で行いましょう。

- ・ 乾燥注意報等が出ているときや、風の強いときはやめましょう。
- ・ 水バケツ、消火器等による消火の準備をしましょう。
- ・ 多量の煙が出ると思われる場合は、事前に消防署に連絡しましょう。
- ・ お年寄りの衣類には、防災処理をした燃えにくいものを普段から選びましょう。

#### たき火をしているときの注意

- ・ 火を消すまで、その場を離れないようにしましょう。
- ・ 子供だけでは絶対にたき火をさせないようにしましょう。
- ・ 火の粉が飛ばないように少しずつ燃やし、着衣着火ややけどに注意しましょう。

#### たき火が終わった後の注意

- ・ 再び燃え出さないよう完全に火が消えたことを確認しましょう。

また、市町村の火災予防条例により、重要文化財建造物等の周囲において、たき火や喫煙を禁止している場所があります。これは、かけがえのない国民の財産である重要文化財建造物等を火災から守るために設けられているものです。

たき火をするときにはこれらの注意事項を守り、たき火による火災の防止に心掛けましょう。

# 1月17日は「防災とボランティアの日」

防災課

災害による被害を最小限に抑えるため、国、地方公共団体が一体となって防災対策を講じなければならないことはもちろんですが、大規模な災害が発生した場合には、行政機関のみで被災地における多様なニーズに対応することは困難であり、住民による自主防災活動や、柔軟かつ機動的なボランティアの役割がきわめて重要です。

災害時におけるボランティア活動の重要性については、雲仙岳噴火災害や北海道南西沖地震等の際にも知られていましたが、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機として、災害時のボランティア(以下、「災害ボランティア」という。)活動の役割が再認識され、多くのボランティアが自主的な活動を展開し、その役割が大きくクローズアップされました。

このような状況を背景として、平成7年12月、政府・地方公共団体等防災関係機関をはじめ広く国民が、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～21日)を創設することが閣議了解されました。

「防災とボランティア週間」において、防災関係機関は、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のための各種行事を全国的に実施するものとされており、平成12年度(平成13年1月)には、39都道府県543市町村において防災講演会・シンポジウムや消防・防災訓練など様々な行事が実施されました。



救援物資輸送訓練(鶴岡災害バイク協力隊)

平成12年度における災害、北海道有珠山噴火災害(平成12年3月)、東京都三宅島等での火山及び地震活動(平成12年6月)、東海地方での大雨による被害(平成12年9月)、鳥取県西部地震(平成12年10月)、平成13年芸予地震(平成13年3月)等においても、災害ボランティアが炊き出し、救護物資の仕分け・配送、ごみの収集・運搬、避難所での作業補助、被災者の安否確認、被災者に対する情報提供、高齢者等の災害弱者の介護や移送等多岐にわたり活動し、また、医師等の医療救護活動、薬剤師による医薬品救護物資の仕分け、建築士による建築物の応急危険度判定、弁護士による法律相談など、特殊技能を活かした分野でのボランティア活動も行われました。

災害ボランティアをより効果的に実施するためには、被災地のニーズにあった、適切な支援活動をすることが重要であり、このため、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつけ、ボランティア活動を組織的に展開する体制を整えることが重要です。その役割を担うのが、災害ボランティアコーディネーターです。

各地域においても、災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催等、こうした体制の整備が進められているところです。

このような講座等を活用し、防災に関する知識や技術の習得に努めるとともに、災害ボランティアに参加する場合には、災害ボランティアコーディネーター等と緊密に連携をとり、活動を行うようにしましょう。

「防災とボランティアの日」及び  
「防災とボランティア週間」について

平成7年12月15日 閣議了解

- 1 政府、地方公共団体等防災関係諸機関を始め、広く国民が、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」を設ける。
- 2 「防災とボランティアの日」は、毎年1月17日とし、1月15日から1月21日までを「防災とボランティア週間」とする。
- 3 この週間において、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のための講演会、講習会、展示会等の行事を地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て全国的に実施するものとする。

# 危険物安全週間推進標語募集中

## 危険物保安室

今日、石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。

このため、消防庁では、都道府県、市町村、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で、関係諸団体の協賛のもとに「危険物安全週間」を6月の第2週(平成14年度は6月2日(日)~6月8日(土)まで)に設定し、危険物関係事業所における自主保安体制の確立並びに家庭や職場において危険物を取り扱う方々の危険物の安全の確保に関する意識の高揚及び啓発を推進していくこととしています。

この「危険物安全週間」を推進し、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を図るため、「危険物安全週間推進標語」を広く募集します。応募方法等は右記のとおりです。

最優秀作品は、危険物安全週間推進ポスターに活用します。

平成14年度のポスターモデルは、サッカー日本代表チーム監督のフィリップ・トルシエ氏を予定しております。

**応募方法** 郵便はがき又はインターネットによるものとします。  
 ・郵便はがき応募の場合は、1枚につき標語1点とします。郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、電話番号を必ず明記してください。郵便はがき以外での応募や記入事項に不備がある場合は無効とします。  
 ・インターネット応募の場合は、全国危険物安全協会ホームページ(下記あて先参照)をご覧ください。  
 応募作品は、未発表のものに限ります。

**応募資格** 特に制限はありません。

**締切** 平成14年1月7日(月)必着

**選考方法** 関係行政機関、学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。

**賞**  
 最優秀作 1点 消防庁長官賞と副賞20万円  
 優秀作 1点 全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円  
 優良作 10点 記念品  
 入選された場合はご本人に通知するとともに、消防庁及び全国危険物安全協会のホームページや関係新聞・機関誌等に発表いたします。  
 入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

**あて先** 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号  
 日本消防協会5階  
 全国危険物安全協会内 危険物安全週間推進協議会  
 03-3597-8393  
 ホームページアドレス <http://www.zenkikyo.or.jp>



平成13年度危険物安全週間推進ポスター  
 (ポスターモデル 田中雅美選手)

### 過去の最優秀作品推進標語(ポスターモデル)

平成2年度	“まさか”より“もしも”で守ろう	危険物	(ゴルフ 日陰 温子)	
3年度	危険物	いつも本番 待たなし	(競馬 武 豊)	
4年度	心、技、体、危険物には	真剣勝負	(サッカー 三浦 知良)	
5年度	危険物	その時その場が	正念場	(柔道 古賀 稔彦)
6年度	一瞬の	すきも許さぬ	危険物	(サッカー 松永 成立)
7年度	確実な	攻守がきめての	危険物	(棋士 羽生 善治)
8年度	危険物	むき合う心	いざ集中	(テニス 沢松奈生子)
9年度	気を抜くな	扱う相手は	危険物	(ラグビー 平尾 誠二)
10年度	安全は	日々の気持ちの	積み重ね	(ゴルフ 芹澤 信雄)
11年度	危険物	一手先読む	確かな点検	(囲碁棋士 梅沢由香里)
12年度	危険物	守りのかなめは	保守点検	(野球 古田 敦也)
13年度	危険物	めざすゴールは	無災害	(水泳 田中 雅美)

# 地震防災シンポジウム「<sup>まち</sup>大震災から都市を守る ～阪神・淡路大震災の教訓を活かして～」の開催

震災対策室

## 1 趣 旨

未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災から7年が経過しようとしています。近年、有珠山の噴火、伊豆諸島群発地震、鳥取県西部地震、平成芸予地震などの大規模災害が発生しており、さらには、南関東直下地震、東海地震あるいは東南海・南海地震などの発生が危惧されています。

このような中で、国や地方公共団体では、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえて、防災基盤の整備、各種調査研究など、様々な取組みがなされています。

こうした取組みの状況や今後の防災対策のあり方について紹介・論議することにより、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関等の今後の防災対策に活かすために、地震防災シンポジウムを開催します。

## 2 内 容

日 時	平成14年1月29日（火） 午後1時00分～午後5時30分
場 所	東京国際フォーラム レセプションホール （Bブロック5階）
主 催	地震防災シンポジウム実行委員会 （消防庁、兵庫県、日本災害情報学会）
後 援	関係団体
参加対象者	国及び地方公共団体の関係者、公共機関等防災関係者、学識者、マスコミ関係者、一般参加者等
入 場 料	無 料

## 内 容 等（予 定）

項 目	時 間	内 容（仮題目）	講 演 者 等
基調講演 1	13:10～14:10	「阪神・淡路大震災後の7年の歩み」	貝原俊民 前兵庫県知事
基調講演 2	14:10～15:10	「阪神・淡路大震災に学ぶ」	廣井 脩 東京大学社会情報研究所長
パネ ル ディスカッション	15:25～17:25	「今後の地震防災対策のあり方」	コーディネーター（予定） 伊藤和明（文教大学教授） パネリスト（予定） 廣井 脩（東京大学社会情報研究所長） 島崎邦彦（東京大学教授） 白石真澄（㈱ニッセイ基礎研究所） 河田恵昭（京都大学教授） 中川浩明（消防庁長官）

## 参加申し込み、問い合わせ等

地震防災シンポジウム実行委員会（消防庁、兵庫県、日本災害情報学会）  
消 防 庁 震 災 対 策 室（TEL：03-5253-7527、FAX：03-5253-7537）  
兵庫県企画管理部防災局防災企画課（TEL：078-362-9809、FAX：078-362-9911）  
シンポジウムの内容、申し込み方法等の詳細は、  
消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）の「新着情報」をご覧ください。

# ひと足早い火災予防運動・消火器一斉回収(北海道苫小牧市)

## 予防課

消防庁では、今回の秋季全国火災予防運動の重点目標の一つとして、消火器事故防止対策の推進を掲げ、老朽化した消火器の一斉回収と住宅に適した消火器の普及促進をお願いしています。一足早く秋季火災予防運動が実施されている苫小牧市では、去る10月28日(日)10時から12時まで、苫小牧市消防本部・同市消防団主催、苫小牧消防設備協会の協賛で老朽化した消火器の一斉点検と回収が行われました。

多くの市民から持ち込まれた消火器の点検が行われ、合計121本の老朽化した消火器が回収されました。



## 10月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第166号	平成13年10月2日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長	空気呼吸器用ボンベの取扱いについて
消防特第149号	平成13年10月2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	原子力防災対策の実施状況等について
消防危第112号	平成13年10月11日	各都道府県知事	消防庁長官	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について
消防危第113号	平成13年10月12日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について
消防救第291号	平成13年10月15日	各都道府県知事	消防庁次長	国内テロ対策等における重点推進事項について
消防消第171号	平成13年10月17日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長	「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」第1次中間報告書の送付について
消防救第297号	平成13年10月17日	各都道府県知事	消防庁次長	都道府県における国内テロ対策に係る体制の緊急整備について
消防特第167号	平成13年10月22日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	平成12年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要について
消防危第117号	平成13年10月25日	各都道府県知事	消防庁次長	火災予防条例(例)の一部改正について
消防情第150号	平成13年10月24日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課防災情報室長	消防庁への被害状況等の報告先の変更について
消防災第165号	平成13年10月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	水防法の一部を改正する法律の施行に伴う地域防災計画の見直しについて

## 広報テーマ

### 11月

秋季全国火災予防運動(予防課)  
 11月9日は「119番の日」(総務課・防災情報室)  
 婦人防火対策クラブ(仮称)活動の理解と参加の呼びかけ(防災課)  
 危険物施設等における事故防止について(危険物保安室)

### 12月

雪害に対する備え(防災課)  
 放火による火災の防止(予防課)  
 石油ストーブなどの安全な取扱い(予防課・危険物保安室)  
 消防自動車等の緊急走行に対する理解と協力を(消防課)

## 編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 ( 〒100 - 8927 )  
電 話 03 - 5253 - 5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱きょうせい